# 令和7年度における年金積立金管理運用独立行政法人の 中小企業者に関する契約の方針

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「当法人」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

# 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者(官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)へのさらなる配慮が必要であることから、当法人は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が20.1%、(※)金額が約1億8千万円(※)を上回るよう努めるものとする。

# 2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、2.27%(※)を上回るよう努めるものとする。

(※) 直近5か年の中で最も高い実績値とする。ただし、例外的な大口契約がある場合はこれを除いた値とする。

#### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当法人は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

# 1 官公需に関する相談体制の整備

経理部調達課にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、 官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供するなど、必要な指導に 努めるものとする。

# 2 分離・分割発注における事例の活用

物品や役務、工事等(以下「物品等」という。)等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、調達を

費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討(公正性についての検討を含む。以下同じ。)しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する 等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活 用する。

# 3 適正な納期・工期の設定

物品等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省 庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、予算の繰越し等の活用、発注 見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設 定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

特に、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針(令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。)を踏まえ、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、再配達の削減をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとし、物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書(令和7年3月 27 日策定)」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4 一括調達及び共同調達における事例の活用

一括調達又は共同調達を行う際に、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な品目分類や適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

# 5 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達又は共同調達による競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応 する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努める ものとする。

#### 6 少額の随意契約における見積先

少額の随意契約による場合には、可能な限り中小企業・小規模事業者を見積先

に含めるよう努めるものとする。

7 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づき、調達案件に応じて、入札参加資格の弾力的な運用を行うことにより、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大に努めるほか、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。

8 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進するため、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 56 条第 1 項に規定する「事業継続強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図ること。

9 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払(毎月払い等)を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの 資金繰りの観点から、債権の譲渡が必要と認められる場合は、改正民法第 466 条 第2項において、「発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっ ても、受注者による譲渡の効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、 適切に対応を行うこと。

# 10 適切な予定価格の作成、ダンピング防止の周知

需給の状況、原材料費及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、最低賃金額の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)についても反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととし、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意すること。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流

実勢価格や需給状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83号)附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

# 11 低入札価格調査制度の適切な活用等

適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の 周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活 用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性 について確認するものとする。特に、人件費比率の高い役務契約については、適正 な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者 と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収 を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定 があった旨の公表の徹底を行うものとする。

低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、 エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認し、業 務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

# 12 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、契約前において、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記 10 に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額の人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は、適切な価格での単価の見直しを行う旨(例えば、「契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業従事者の人件費が最低賃金額を下回った際は、契約額の変更を行う」等)の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中に最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

また、契約締結後においても、最低賃金額の改定により契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなど

して、確認を行うものとする。

13 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

次の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。)の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し当法人から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

#### 物件及び役務の契約における対応

契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 14 消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度) に関する適切な対応 競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札 に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないことに留意す ること。
- 15 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮 物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、 周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとす る。

#### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

# (1)過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の 実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

#### (2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

#### (3) 見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

# (4) 新規中小企業者からの相談体制

経理部調達課を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

# 2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、 基本方針に即して取り組む。

なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、 同協定が適用されないこととなっており、当法人においても、政府調達に関する 協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き規程(平成 31 年規 程第7号)第13条及び会計規程施行細則(平成 31 年細則第40号)第28条第10 号において事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていること から、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとす る。

# 第4 第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

# 1 本方針の適用範囲

本方針は、当法人の全ての部室に適用する。

# 2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、当法人に推進本部を設置する。推進体制 は別紙のとおりとする。 本部員においては、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努めることとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、 実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当 部室に対し改善策を指示する。

# 附則

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

# 別紙

# 推進本部

本 部 長 : 理事(総務・企画等担当) 本 部 員 : 経理部長(経理責任者)

# 事務局

事務局長 : 経理部調達課長 事務局員 : 経理部調達課職員

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部室の長を追加することができる。